

整理番号	1-3	事務事業名	地方分権推進事業	作成部署	企画財政部企画調整課	電話	内線741	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	市川洋一	課長職名	岩泉功一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H12年度	根拠法令等						
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	平成12年4月1日に地方分権一括法が施行されたが、地方分権に対する市職員の認識・意識はまだ薄く、市民も身近な問題でないだけに関心が薄いことから、地方分権についての情報提供を中心とした取り組みから始まった。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第3章)
	節	開かれた市政	(第5節)
	施策	市民との協働	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市職員、市内全域の市民	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたい)	地方分権に関する講演会等の開催や広報紙等での情報提供を行い、市民のパートナーシップ意識の醸成を図るとともに、政策形成過程等への市民参加を促進する仕組みの研究を進め、システムを構築し、実践することにより、職員の意識改革や市民と行政が役割と責任を分かち協働した分権時代のまちづくりを進める。また、分権型行政システムの整備や道州制、支庁制度改革などの自治制度改革の動きに即した取り組み(権限移譲等)を進める。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	14年度	庁内の自主研究グループである地方分権研究チームで、自治基本条例、市民参加条例、税外自主財源等の研究結果をまとめた。また、長沼町・南幌町との合併問題研究会を設置し、1市2町の合併の是非についての検討を行った。
		15・16年度	行財政構造改革推進本部の市民参加・協働推進チームにより、市民が行政に参加するルールの制度化、市民活動等への支援や協働のあり方の基本方針策定に向けての検討を行うとともに、道州制、支庁制度改革に向けた取り組みを行った。 ・15年度は推進チームを2班に分け、市民参加制度について検討を進め、「市民参加に関する条例の制定に向けた具体的プロセス・手法について」の報告書をまとめた。 ・16年度は、協働のしくみづくりを中心に検討を進め、「公益活動団体との協働の指針策定などに向けた取り組み」の報告書をまとめたとともに、道州制、支庁制度改革の検討会議への出席、意見提案、事務・権限移譲の庁内調整を行った。
	17年度	道州制に向けた道からの市町村への事務・権限移譲の取り組み。 基礎的自治体の枠組み、あり方についての研究及び結果報告。 職員への地方分権に関する資料の提供(公記録保管所への資料掲載等)。 市町村合併の情報収集、調査。	

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】 (単位:千円)

区分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)	
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	42	33	36	36
合計	42	33	36	36	
人件費(概算)	人数(年間)	1.00	1.00	1.00	1.00
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	9,000	9,000	9,000
総事業費 +	9,042	9,033	9,036	9,036	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指標	指標(算式)	指標値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標(事務事業の活動量や実績)	市民参加・協働推進チーム開催回数	16回(班会議含む)	4回		
	合併研究会開催回数	1回			
	道州制、支庁制度改革検討会議出席回数		11回		
	事務・権限移譲検討件数		2,243件	1,241件	1,241件
成果指標(目的の達成度を測るものさし)	地方分権理解度				要アンケート
	推進チーム検討結果報告書作成数	1(市民参加条例)	1(協働の指針)		
	道州制、支庁制度改革意見提案数		30件		36件
効率指標(主要活動単位当たりコスト)					

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	道州制については、第28次地方制度調査会で「道州制のあり方」が諮問、全国知事会における「道州制研究会」の設置など、全国的に道州制についての検討が進んでいる。支庁制度改革については、道州制の導入や市町村合併の動向も踏まえた長期的方向性の検討が予定されている。 また、市町村合併については、総務省が5月30日に新市町村合併特例法(4月1日施行)に基づき、今年3月までに合併が決まらなかった地域を対象に引き続き合併を推進するための「基本指針」を発表した。(都道府県通知は5月31日) 北海道はこの指針を受けて、来年3月までに合併新構想を策定することとしている。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方分権とは、国から地方へ権限や財源を移し、「地域における課題は地域で解決できるようにする」、すなわち、地域の自己決定権の拡充を図るものであり、市として取り組む課題である。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方分権を推進するためには、職員の意識改革はもとより市民の地方分権に対する認識と理解が不可欠であるとともに、分権型行政システムの検討や実践を進める必要がある。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方分権を進めるためには、講演会や研修などによる継続した情報提供はもとより、市民と行政が役割と責任を分かち協働したまちづくりを進めるための市民参加・協働の検討・実践が不可欠である。また、地域の自己決定権拡充につながる北海道からの事務・権限移譲の検討も重要な課題である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない		

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	地方分権は従来の行政システムの変革であり、複雑に絡み合った糸を丁寧にほぐすようにしながら進まざるを得ない課題である。短期間で成果を図ることはできないが、職員、市民の地方分権に対する理解が徐々に深まりつつあり、また、北海道からの権限移譲や市民参加条例、公益活動団体との協働指針などを構築・実践することにより、分権型行政システムの整備を進める。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	今まで進めてきた、研究会、研修会、講演会などの経費のほとんどが人件費である。特に講演会については、講師選定やポスター作成において業者委託をせず、できるだけ自前で経費をかけずに行ってきた。今後も経費の効率化を図りながら進める。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	地方分権推進事業は、今までの地方分権の情報提供を中心とした取り組みから、地域主権を実現するための市民参加や市民協働システム構築、市町村合併、道州制などの分権型行政体制整備の取り組みが求められている。このことから、今後は次の課題を中心として取り組みを進める。 ・道州制に向けての北海道からの事務・権限移譲の取り組み。 ・道州制、支庁制度改革など、基礎的自治体のあり方についての取り組み。 ・新市町村合併特例法下での市町村合併の取り組み。 ・市民参加、協働についての取り組み。 ・地方分権についての情報提供。 ・その他、地方分権推進政策の取り組み。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり